

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う自粛要請等に係る 添付書類の取扱いについて

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う自粛要請の影響等のため、勤務先が休業（閉店）してしまったなどの理由により令和2年1月以降の給与明細書等が入手できない場合

「令和2年度被扶養者資格確認届書」の区分D又は区分Eの「調査対象者を扶養しなければならない理由」欄に給与明細書等が入手できない理由及び令和2年1月以降の収入金額が収入基準額内であることを記載していただくか、組合員の方から申立書をいただくことにより給与明細書等の添付は不要といたします。

記載例1 妻〇〇の令和2年4月以降の給与明細書（写）及び給与等支払証明書については、勤務先が新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する自粛要請により休業となってしまったため、添付できません。

なお、令和2年4月以降の収入金額については、収入基準額内であることを申立ていたします。

記載例2 妻〇〇の勤務先については、令和2年4月～6月において、新型コロナウイルス感染症に対する自粛要請に伴い、勤務先が休業となり収入がありませんことを申立ていたします。

なお、令和2年1月～3月の収入につきましては、収入基準額内であることを申立ていたします。

記載例3 妻〇〇の勤務先については、新型コロナウイルス感染症に対する自粛要請の影響で、令和2年5月に勤務先が閉店してしまい、給与明細書（写）及び給与等支払証明書については添付できません。

なお、令和2年1月～4月の収入につきましては、収入基準額内であることを申立ていたします。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響に伴い収入が急増した場合

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、勤務日数の増加や勤務先からの臨時的な手当等の支給による一時的に収入が月額基準額を超過した場合につきましては、直ちに被扶養者資格を取り消すのではなく、認定対象者の雇用契約や収入状況等を勘案し、総合的に判断いたします。

ただし、一時的に収入が増加した旨の具体的な書類の提出が難しいと思慮されることから、資格確認届書の区分D又は区分Eの「扶養しなければならない理由」欄に収入が増加した理由を記載してください。

記載例 1 妻〇〇は医療事務関連に勤務しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 年 4 月から 6 月までの 3 ヶ月間において、週 3 日勤務から週 5 日勤務となったことから、一時的に月額基準額を超過したものであります。

なお、現在は、週 3 日勤務に戻り、月額基準額以内に収まっておりますことを申立ていたします。

記載例 2 妻〇〇の勤務する事業所において、令和 2 年 4 月～6 月の給料に臨時給付金 10,000 円) が支給されたことに伴い、一時的に月額基準額を超過いたしました。7 月以降においては、当該給付金の支給はありませんことを申立ていたします。

### 3. 給与等支払証明書において勤務先の証明印（社判）が押印されていない場合

勤務先の証明印（社判）が漏れていることが判明した場合、例年、不備として取扱い当該書類を返戻し、押印いただいておりますが、本年度に限り、証明印（社判）が押印されていない場合も認めることといたします。